[　規約例　]

○○町会規約

（目的）

第１条　本町会は、区域内住民の福利と親睦を図り、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（名称）

第２条　本町会は、○○町会（以下「町会」という。）と称する。

（区域）

第３条　町会の区域は、羽咋市〇〇町の全域を区域とする。

（主たる事務所）

第４条　町会の主たる事務所は、羽咋市○○町○○番地（○○町会館）に置く。

（事業）

第５条　町会は、第１条の目的を達成するため次の事業を行う。

　(1) 回覧の回付等、区域内の住民相互の連絡に関すること。

　(2) 美化、清掃等、区域内の環境整備に関すること。

　(3) 町会所有地の管理、集会施設等の維持管理に関すること。

　(4) 防災、防犯、交通安全に関すること。

　(5) 区域内住民の親睦と町会の発展に関すること。

　(6) その他、目的を達成するために必要なこと。

（会員等）

第６条　第３条に定める区域に住所を有する個人は、町会員（以下「会員」という。）となることができる。

２　前項に規定する者のうち、町会長に加入申込みをした者をもって会員とする。

３　町会は、前項の加入申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

４　町会の活動を賛助する者及び法人又は団体は、賛助会員となることができる。ただし、表決権等は有しないものとする。

（町会費）

第７条　会員は、総会において別に定める町会費を納入しなければならない。

２　賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

３　町会長は、会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。

（退会等）

第８条　会員等が、次の事項のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

　(1) 第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

　(2) 本人より退会届が町会長に提出された場合

２　本人が死亡又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

（拠出金品の不返還）

第９条　前条に該当する者が既に納入した町会費、その他の拠出金品は返還しない。

（役員）

第１０条　町会に次の役員を置く。

　(1) 町会長　　　１人

　(2) 副会長　　　○人（うち、書記１人）

　(3) 会計　　　　○人

　(4) 評議委員　　○人

　(5) 監事　　　　○人

　(6) 顧問　　　　○人

　(7) ……　　　　…人

（役員の選任）

第１１条　役員は、総会において会員の中から選任する。

２　監事は他の役員を兼ねることはできない。

３　町会長、副会長、顧問は評議委員を兼ねることができない。

４　顧問は、町会長が会員の中から推薦し、選任する。

（役員の職務）

第１２条　町会長は、町会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、町会長の補佐及び会議録等の作成を行い、町会長に事故あるとき又は町会長が欠けたときは、町会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　会計は、町会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿書類を管理する。

４　評議委員は、評議委員会に出席して次の事項を審議する。

　(1) 町会の役員の選出に関すること。

　(2) 規約の改廃に関すること。

　(3) 町会費の決定、徴収に関すること。

　(4) 事業計画、予算、事業報告及び決算に関すること。

　(5) その他、重要案件に関すること。

５　監事は、町会の会計及び資産の状況、会務執行の状況を監査する。

６　顧問は、町会の運営に関する相談に応ずる。

（役員の任期）

第１３条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任は○期までとする。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（班）

第１４条　町会に班を設ける。

２　班長は班員の中から互選し、任期は○年とする。

（総会の種別）

第１５条　町会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

（総会の構成）

第１６条　総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第１７条　総会は、次の事項を決議する。

　(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

　(2) 役員の選任及び解任に関すること。

　(3) 事業計画及び予算の決定に関すること。

　(4) 事業報告及び決算の承認に関すること。

　(5) 町会費の額及び徴収の方法に関すること。

　(6) 町会の解散及び清算人の選任並びに財産処分の方法に関すること。

　(7) その他、町会の運営に必要な重要事項に関すること。

（総会の開催）

第１８条　通常総会は、毎年度決算終了後○ヶ月以内に開催する。

２　臨時総会は、町会長が必要と認めたとき、又は会員の５分の１以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

（総会の招集）

第１９条　総会は、町会長が招集する。

２　町会長は、前条第２項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

（総会の議長）

第２０条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第２１条　総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第２２条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会員の表決権）

第２３条　会員は、総会において、各々１箇の表決権を有する。

２　次の事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の１とする。（１世帯１票とする。）

　(1) 規約の変更、町会の解散及び財産処分の議決

　(2) 会長、監事及び清算人の選任

（総会の書面表決等）

第２４条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第２１条及び第２２条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第２５条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　(1) 日時及び場所

　(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

　(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

　(4) 議事の経過の概要及びその結果

　(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印をしなければならない。

（役員会）

第２６条　役員会は、町会長、副会長、会計及び評議委員で構成し、町会長が招集して次の事項を議決する。

　(1) 総会に付すべき事項に関すること。

　(2) 総会の議決した事項の執行に関すること。

　(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

（役員会の議長及び定足数等）

第２７条　役員会の議長は、町会長がこれに当たる。

２　役員会には、第２１条、第２２条、第２４条及び第２５条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中｢総会｣とあるのは｢役員会｣と、｢会員｣とあるのは｢役員｣と読み替えるものとする。

（評議委員会）

第２８条　評議委員会は町会長、副会長、評議委員で構成する。

２　評議委員会には、議長及び副議長を置き、評議委員のうちから互選する。

３　評議委員会は、毎年○月及び必要の都度、町会長が招集する。

　　ただし、町会の役員の選任に関する議事については、評議委員会の議長が町会長の許可を得て招集することができる。

（班長会）

第２９条　班長会は、町会長、副会長及び班長で構成し、班長会の議長は町会長がこれに当たる。

２　班長会は、町会長が必要と認めたとき招集する。

（資産の構成）

第３０条　町会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

　(1) 別に定める財産目録記載の資産

　(2) その他の収入

（資産の管理）

第３１条　町会の資産は町会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第３２条　町会の資産で第３０条第１号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の○以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第３３条　町会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第３４条　町会の事業計画及び予算は、町会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。

　　これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、町会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第３５条　町会の事業報告及び決算は、町会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第３６条　町会の会計年度は、毎年○月○日に始まり○月○日に終わる。

（規約の変更）

第３７条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ羽咋市長の認可を受けなければ変更できない。

（解散）

第３８条　町会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。

２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の処分）

第３９条　町会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得て、町会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

（備付け帳簿及び書類）

第４０条　町会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

第４１条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、町会長が別に定める。

　　　附　則

１　この規約は、○年○月○日から施行する。

２　旧○○○町会規約は廃止する。

３　この規約の施行に際し、現に在職する役員の任期はその任期の満了までとする。

４　町会の設立初年度の事業計画及び予算は、第３４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

５　町会の設立初年度の会計年度は、第３６条の規定にかかわらず、この規約の施行日から○月○日までとする。